

石川県公報

平成27年3月31日(火曜日)

号 外

(第 33 号)

目 次

条 例
○石川県税条例の一部を改正する条例 (税 務 課) 1

条 例

石川県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十七年三月三十一日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第三十一号

石川県税条例の一部を改正する条例

石川県税条例(昭和二十九年石川県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

第五十八条第二項中「除く。」の下に「第三項において同じ。」を加え、同項第一号イ中「百分の〇・四八」を「百分の〇・七二」に改め、同号ロ中「百分の〇・二」を「百分の〇・三」に改め、同号ハの表中「百分の二・二」を「百分の一・六」に、「百分の三・二」を「百分の二・三」に、「百分の四・三」を「百分の三・一」に改め、同条第三項第一号イ中「百分の〇・四八」を「百分の〇・七二」に改め、同号ロ中「百分の〇・二」を「百分の〇・三」に改め、同号ハ中「百分の四・三」を「百分の三・一」に改める。

第七十七条中「又は第二項第一号」を「若しくは第二項第一号」に改める。

附則第十二条第一項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

附則第十二条の二の二第一項中「第七条の規定による登録」を「第七条第一項に規定する新規登録」に、「第五十九条の規定による検査」を「第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定(同項に規定する)に、「附則第十二条の二の五第四項から第七項まで」を「附則第十二条の二の五第六項から第十一項まで」に、「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同項第一号イ中「又は車両総重量(道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。以下この条において同じ。)が二・五トン以下のバス若しくはトラック」を削り、同号イ(3)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」を「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号ハ(3)中「百分の百十」を「百分の百十五」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロ(3)中「百分の百五」を「百分の百十」に改め、同号中ロをハとし、イの次に次のように加える。

- ロ 車両総重量(道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。以下この条において同じ。)が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの
- 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
 - 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
 - エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率(法附則第十二条の二の二第二項第四号ロ(3)に規定する平成二十七年度基準エネルギー消費効率をいう。以下この条において同じ。)に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

附則第十二条の二の二第一項第二号イ(3)中「百分の百五」を「百分の百十」に改め、同号ロ(2)中「百分の百十」を「百分の百十五」に改め、同号ハ(3)中「百分の百五」を「百分の百十」に改め、同号ニ(2)中「百分の百十」を「百分の百十五」に改め、同条第二項中「附則第十二条の二の五第四項から第七項まで」を「附則第十二条の二の五第六項から第十一項まで」に、「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同項第一号イ中

「又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラック」を削り、同号イ(3)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」を「平成二十二年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号ハ(3)中「百分の百五」を「百分の百十」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロ(3)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」の下に「に百分の百五を乗じて得た数値」を加え、同号中ロをへとし、イの次に次のように加える。

ロ 車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上であること。

附則第十二条の二の二第二項第二号イ(3)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」の下に「に百分の百五を乗じて得た数値」を加え、同号ロ(2)中「百分の百五」を「百分の百十」に改め、同号ハ(3)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」の下に「に百分の百五を乗じて得た数値」を加え、同号ニ(2)中「百分の百五」を「百分の百十」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前二項又は法附則第十二条の二の五第六項から第十一項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十九年三月三十一日までに行われたときに限り、第百十三条及び前条の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき第百十三条又は前条に定める率に百分の六十を乗じて得た率とする。

一 次に掲げるガソリン自動車

イ 乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

ロ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ハ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

二 次に掲げる軽油自動車

イ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

- (1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ロ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので

省令で定めるもの

- (1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。
- (2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

ハ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

- (1) 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。

ニ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

- (1) 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。
- (2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

附則第十二条の二の二に次の一項を加える。

- 4 ガソリン自動車(乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラックであつて、次の各号のいずれにも該当するもので省令で定めるものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得(前三項又は法附則第十二条の二の五第六項から第十一項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十九年三月三十一日までに行われたときに限り、第百十三条及び前条の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき第百十三条又は前条に定める率に百分の八十を乗じて得た率とする。

- 一 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- 二 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- 三 エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

附則第十二条の四第一項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同項の表中第二号及び第三号を削り、同表第四号中「の使用する通信」を「が通信」に改め、「受けている」の下に「同法第二条第二項に規定する」を加え、「自動車で」を「自動車のうち」に、「機械で省令附則第四条の七第三項」を「ものとして令附則第十条の二の二第三項」に改め、同表中同号を第二号とし、第五号を削り、第六号を第三号とし、同表第七号中「附則第四条の七第三項」を「附則第四条の七第二項」に、「同条第四項」を「同条第三項」に改め、同表中同号を第四号とし、第八号を削り、第九号を第五号とし、第十号から第十二号までを四号ずつ繰り上げ、同表第十三号中「ざく岩機」を「削岩機」に改め、同号を同表第九号とし、同表第十四号中「附則第四条の七第五項」を「附則第四条の七第四項」に改め、同表中同号を第十号とし、第十五号から第十八号までを四号ずつ繰り上げ、同表第十九号中「附則第四条の七第六項」を「附則第四条の七第五項」に、「附則第四条の七第七項」を「附則第四条の七第六項」に改め、同表中同号を第十五号とし、第二十号を第十六号とし、同表第二十一号中「附則第四条の七第八項」を「附則第四条の七第七項」に改め、同号を同表第十七号とし、同表第二十二号中「附則第四条の七第九項」を「附則第四条の七第八項」に改め、同号を同表第十八号とし、同表第二十三号中「たい肥製造業」を「堆肥製造業」に、「附則第四条の七第十項」を「附則第四条の七第九項」に、「たい肥」を「堆肥」に、「又はたい肥」を「又は堆肥」に改め、同表中同号を第十九号とし、第二十四号を第二十号とし、同条第二項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「第七号」を「第四号」に改め、同条に次の二項を加える。

- 4 第一項の養第一号に掲げる軽油の引取りを行つた自衛隊の船舶の使用人が、我が国と我が国以外の締約国との間の物品又は役務の相互の提供に関する条約その他の国際約束で令附則第十条の二の二第十一項で定めるものに基づき、平成三十年三月三十一日までに当該引取りに係る軽油を当該締約国の軍隊の船舶の動力源に供するため譲渡する場合においては、当該軽油の譲渡については、前項の規定により読み替えられた第百二十五条第一項(第三号に係る部分に限る。)及び同条第三項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さないものとする。

- 5 前項の規定の適用がある場合における第二項において準用する第百三十一条の十三第二項の規定の適用については、同項中「省令第八条の三十九第二項各号に掲げる事項」とあるのは、「省令第八条の三十九第二項各号(省令附則第四条の七第十二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に掲げる事項」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(事業税に関する経過措置)

- 2 改正後の第五十八条第二項及び第三項の規定は、平成二十七年四月一日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

- 3 改正後の附則第十二条の二の二の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(軽油引取税に関する経過措置)

- 4 改正後の附則第十二条の四第一項の規定は、施行日以後の軽油の引取りに対して課すべき軽油引取税について適用し、施行日前の軽油の引取りに対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

- 5 改正後の附則第十二条の四第四項及び第五項の規定は、施行日以後の軽油の譲渡に対して課すべき軽油引取税について適用する。